第97回
定時株主総会
招集ご通知

開催日時　2023年6月28日（水曜日）午前10時
受付開始：午前9時30分

開催場所　東京都大田区蒲田五丁目37番1号
ニッセイアロマスクエアビル17階
当社本店会議室
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください）

決議事項

第1号議案　剰余金の配当の件
第2号議案　取締役10名選任の件

議決権行使期限

株主総会に当日ご出席いただけない場合は、同封の議決権行使書のご返送又はインターネットにより、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。
行使期限：2023年6月27日（火曜日）午後5時30分

お土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。

高砂香料工業株式会社
証券コード：4914

TAKASAGO

目　次

第97回定時株主総会招集ご通知 …… 3
株主総会参考書類…… 6
　事業報告…… 15
　連結計算書類…… 36
　計算書類…… 40
株主総会会場ご案内図…… 裏表紙

創業精神

技術立脚の精神に則り社会に貢献する

企業理念

香りを原点とする革新的な技術を通して、
新しい価値を創造し続ける

Vision 2040

人にやさしく、環境にやさしく

1. 多様な価値観を尊重する
2. 自然と共生し、人々の生活に彩りを与える
3. 夢と誇りを持って未知の世界へ挑戦する
4. 常に高い技術を追求する、かけがえのない会社

株主の皆様へ



代表取締役社長　榊村　聡

株主の皆様には、平素より格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々に謹んでお悔やみ申し上げますとともに、罹患された方々に心よりお見舞い申し上げます。

高砂香料グループは、「香りを原点とする革新的な技術を通して、新しい価値を創造し続ける」という「企業理念」のもと、全従業員が共感し、目指すべきありたい姿を示した「Vision 2040」に向けて、事業活動を行っています。

第97期は、当社グループ3ヵ年中期経営計画「New Global Plan-1」の2年目でした。世界情勢に目を向けると、ロシアによるウクライナ侵攻を発端とするエネルギー市場の混乱、食糧等の価格高騰など不確実性への対応がますます重要になっています。このような中、当期の業績は、国内外とも売上は堅調で、営業利益もほぼ予定通りに推移しました。

第98期は、3ヵ年中期経営計画「New Global Plan-1」の最終年度にあたります。グローバル経営基盤の整備の一環として海外拠点において業務を一元的に管理するシステムの導入を推進していくほか、合成事業の成長戦略に基づいた生産体制の構築、SDGsを見据えた先端科学による研究開発等重点課題について、部門・組織横断的に解決に向けた施策を推進していきます。また、「Vision 2040」であげたモットー「人にやさしく、環境にやさしく」のもと、安全で安心な香料の開発・製造・販売にグループ全体で取り組んでいきます。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

（証券コード4914）
2023年６月５日
（電子提供措置の開始日2023年６月２日）

株　主　各　位

東京都大田区蒲田五丁目37番１号
高砂香料工業株式会社
取締役社長　榊　村　　聡

第97回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第97回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第97回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト　https://www.takasago.com/ja/ir/meeting.html

また、上記のほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも電子提供措置事項を掲載しております。以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスの上、「銘柄名（会社名）」に「高砂香料工業」又は証券「コード」に「4914」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」の順に選択してご確認いただけます。

東証ウェブサイト（東証上場会社上場サービス）
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

インターネット又は書面によって議決権行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、2023年６月27日（火曜日）午後５時30分までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

【郵送による議決権行使の場合】
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合】
後記の「議決権行使についてのご案内」（46頁）をご確認の上、議案に対する賛否をご入力ください。

敬具

記

1．日　　時　2023年６月28日（水曜日）午前10時（受付開始　午前９時30分）

2．場　　所　東京都大田区蒲田五丁目37番１号　ニッセイアロマスクエアビル17階
当社本店会議室（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください）

3．会議の目的事項

報告事項
(1) 第97期（2022年４月１日から2023年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第97期（2022年４月１日から2023年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の配当の件

第２号議案　取締役10名選任の件

4．招集にあたっての決定事項

(1) 議決権行使書面において、各議案に賛否（又は棄権）の表示がない場合、当社提案の議案に対して賛成の意思表示をされたものとしてお取扱いいたします。

(2) 議決権の重複行使について
① 書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効といたします。
② インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効といたします。

5．その他本株主総会招集ご通知に関する事項

(1) ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令及び当社定款の定めにより、以下の事項は記載しておりません。従って、当該書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書面の一部であります。
① 事業報告の「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」
② 連結株主資本等変動計算書
③ 連結注記表
④ 株主資本等変動計算書
⑤ 個別注記表

(2) 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

(3) 2022年9月1日施行の改正会社法により、株主総会資料※の電子提供制度が開始されました。
本制度は、株主総会にかかる株主総会資料につきまして、原則としてウェブサイトにアクセスいただき、インターネットを通じてご覧いただくこととし、例外として、株主総会の基準日までに所定の方法により書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面で株主総会資料をお送りするものです。

※　株主総会資料とは、株主総会参考書類、事業報告、監査報告、計算書類、連結計算書類を指します。

上記の法改正に関わらず、当社は、本制度が適用される初年度であることを考慮し一律に従前通り書面でお送りさせていただきます。なお、次回以降の株主総会にかかる株主総会資料の取扱につきましては、決定次第適切な方法でご案内させていただく予定です。

＜電子提供制度に関するお問い合わせ先＞
三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部テレホンセンター　電子提供制度専用ダイヤル
0120-696-505（受付時間：土・日・祝日等を除く 平日午前９時～午後５時）

以上

◎ 当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
◎ 株主様でない代理人及びご同伴の方など、株主様以外の方は株主総会にご出席いただけませんので、ご注意くださいますようお願い申し上げます。
◎ お土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の配当の件

当社をとりまく経営環境は依然として厳しい状況にありますが、グローバル企業として長期的な視野に立った事業収益の拡大並びに経営基盤の強化を図りながら、株主の皆様に対する適正な利益還元を実施することを基本方針とし、安定的な配当を維持してまいりたいと存じます。当期の期末配当につきましては、普通配当１株につき45円とさせていただきたいと存じます。これにより、中間配当金を加えた年間配当は、１株につき70円となります。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金　　45円
総額　　875,511,630円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年６月29日（木曜日）

第２号議案　取締役10名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏　名	現在の当社における地位
1	再任　桝村　聡（ますむら　さとし）	代表取締役 社長執行役員
2	再任　社外　独立　野依　良治（のより　りょうじ）	取締役
3	再任　山形　達哉（やまがた　たつや）	取締役 常務執行役員
4	再任　染川　健一（そめかわ　けんいち）	取締役 常務執行役員
5	再任　谷中　史弘（やなか　ふみひろ）	取締役 常務執行役員
6	再任　社外　独立　松田　浩明（まつだ　こうめい）	取締役
7	再任　水野　直樹（みずの　なおき）	取締役 常務執行役員
8	再任　磯野　裕一（いその　かずひろ）	取締役 常務執行役員
9	再任　川端　茂樹（かわばた　しげき）	取締役 常務執行役員
10	新任　社外　独立　塚本　恵（つかもと　めぐみ）	－

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>氏名
（生年月日）</th><th>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</th><th>所有する当社の株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">1</td><td>
再任
桝村 聡
（1958年10月20日生）</td><td>1983年４月　当社入社
2008年４月　当社研究開発本部フレーバー研究所長
2012年７月　当社執行役員研究開発本部長
2013年６月　当社取締役常務執行役員研究開発本部長
2014年５月　当社代表取締役社長執行役員研究開発本部長兼安全統括本部長
2014年６月　高砂香料西日本工場株式会社代表取締役社長
2016年６月　当社代表取締役社長執行役員安全統括本部長、人事・総務本部担当
2017年６月　当社代表取締役社長執行役員安全統括本部長、人事・総務本部、監査部担当
2018年６月　当社代表取締役社長執行役員安全統括本部長（現在に至る）</td><td rowspan="2">25,509株</td></tr>
<tr><td colspan="2">【取締役候補者とした理由】
桝村聡氏は、研究開発部門における長年の実務経験を有するほか、当該部門の責任者として要職を歴任しております。また2013年６月に取締役、2014年５月からは代表取締役として当社経営に携わり、職務を適切に遂行しております。今後も引き続き、当社取締役としての職責を十分に果たせると判断し、選任をお願いするものです。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td>
再任 社外 独立
野依 良治
（1938年９月３日生）</td><td>1972年８月　名古屋大学理学部教授
1997年１月　名古屋大学大学院理学研究科長・理学部長（併任）
2001年６月　当社取締役（現在に至る）
2001年12月　ノーベル化学賞受賞
2003年10月　名古屋大学特任教授
同月　独立行政法人理化学研究所理事長
2004年10月　名古屋大学特別教授（現在に至る）
2015年６月　国立研究開発法人科学技術振興機構研究開発戦略センター長（現在に至る）
同月　東レ株式会社社外取締役（現在に至る）

[重要な兼職の状況]
東レ株式会社社外取締役</td><td rowspan="2">2,000株</td></tr>
<tr><td colspan="2">【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】
野依良治氏は、有機合成化学の専門家として、長年研究に携わり、2001年にノーベル化学賞を受賞したほか、国内有数の研究機関の要職を歴任し、組織運営の経験を有しております。同氏には、研究者及び組織運営者としての経験・見識を基にした客観的見地から、当社の技術力を高める助言や企業価値向上に資する提言・助言を期待しております。同氏は、社外取締役になること以外の方法で、直接企業経営に関与された経験はありませんが、2001年６月から社外取締役として当社経営に携わっており、社外取締役の職責を適切に遂行できると判断し、引き続き選任をお願いするものです。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
（生年月日）</th><th>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</th><th>所有する
当 社 の
株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>
再 任
やまがた　たつや
山 形 達 哉
（1963年７月27日生）</td><td>1986年 ４月　当社入社
2003年 ４月　Takasago Europe G.m.b.H.代表取締役社長
2008年 ７月　当社国際事業本部フレーバーGSPCオフィス部長兼フレーバー事業本部コーヒー事業推進部長
2010年 ７月　上海高砂・鑑臣香料有限公司総経理
2013年 ６月　当社執行役員
2014年 ７月　当社執行役員企画開発本部副本部長
2015年 ６月　当社取締役常務執行役員企画開発本部長兼安全統括副本部長
2016年 ６月　当社取締役常務執行役員企画開発本部長兼安全統括副本部長兼経営企画部長兼国際品質保証統括部長、情報システム部・品質保証部担当
2017年 ６月　株式会社高砂インターナショナルコーポレーション代表取締役社長（現在に至る）
2018年 ６月　当社取締役常務執行役員コーポレート本部長兼安全統括副本部長兼国際品質保証統括部長、情報システム部、品質保証部担当
2023年 ５月　当社取締役常務執行役員コーポレート本部長兼安全統括副本部長兼国際品質保証統括部長兼グローバルSAPマネージメント部長、情報システム部、品質保証部担当（現在に至る）

[重要な兼職の状況]
株式会社高砂インターナショナルコーポレーション代表取締役社長</td><td>9,821株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【取締役候補者とした理由】
山形達哉氏は、主にフレーバー部門における長年の実務経験を有するほか、管理部門及び海外子会社の責任者として要職を歴任しております。2015年６月からは取締役として当社経営に携わり、職務を適切に遂行しております。今後も引き続き、当社取締役としての職責を十分に果たせると判断し、選任をお願いするものです。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">4</td><td>
再 任
そめかわ　けんいち
染 川 健 一
（1964年11月３日生）</td><td>1987年 ４月　当社入社
2003年 ４月　当社フレーバー販売第四部長
2008年 ７月　Takasago Europe G.m.b.H.代表取締役社長
2013年 ６月　当社執行役員
2014年 ６月　当社執行役員フレーバー事業本部副本部長
2015年 ６月　高砂フードプロダクツ株式会社代表取締役社長
同月　当社取締役常務執行役員フレーバー事業本部長、支店担当
2021年 ６月　当社取締役常務執行役員フレーバー事業本部長兼フレーバー営業部長、支店担当
2022年 ７月　当社取締役常務執行役員フレーバー事業本部長、支店担当（現在に至る）</td><td>10,121株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【取締役候補者とした理由】
染川健一氏は、主にフレーバー部門における長年の実務経験を有するほか、国内外子会社の責任者として要職を歴任しております。また2015年６月からは取締役として当社経営に携わり、職務を適切に遂行しております。今後も引き続き、当社取締役としての職責を十分に果たせると判断し、選任をお願いするものです。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>氏名
（生年月日）</th><th>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</th><th>所有する当社の株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">5</td><td>
再任
谷中史弘
（1962年1月19日生）</td><td>1984年4月　当社入社
2005年4月　当社フレーバー研究所第二部長
2008年4月　Takasago International (Singapore) Pte.Ltd. Director
2012年7月　当社フレーバー研究所長
2014年6月　当社執行役員
2016年6月　当社取締役常務執行役員研究開発本部長
2017年6月　当社取締役常務執行役員研究開発本部長兼分析研究所長、ファインケミカル事業本部担当
2019年4月　当社取締役常務執行役員研究開発本部長、ファインケミカル事業本部担当（現在に至る）</td><td>12,221株</td></tr>
<tr><td colspan="2">【取締役候補者とした理由】
谷中史弘氏は、主に研究開発部門における長年の実務経験を有するほか、海外拠点を含めた当該部門の責任者として要職を歴任しております。また2016年6月からは取締役として当社経営に携わり、職務を適切に遂行しております。今後も引き続き、当社取締役としての職責を十分に果たせると判断し、選任をお願いするものです。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">6</td><td>
再任　社外　独立
松田浩明
（1964年10月14日生）</td><td>1993年4月　弁護士登録（45期）
1997年4月　松田総合法律事務所開設
2006年10月　リソルテ総合法律事務所パートナー弁護士
2008年4月　慶應義塾大学法科大学院講師
2011年4月　最高裁判所司法研修所民事弁護教官
2016年4月　成蹊大学法科大学院講師
2017年6月　当社取締役（現在に至る）
2020年1月　虎ノ門第一法律事務所パートナー弁護士（現在に至る）

[重要な兼職の状況]
虎ノ門第一法律事務所パートナー弁護士</td><td>0株</td></tr>
<tr><td colspan="2">【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】
松田浩明氏は、法律専門家として、企業法務分野における長年の実務経験を通じて、企業活動に係る法律に関する幅広い知見を有しております。同氏には、法律専門家としての経験・見識を基にした客観的見地から、企業法務・コンプライアンスに関する助言や経営監視の向上に資する提言・助言を期待しております。同氏は、社外取締役になること以外の方法で、直接企業経営に関与された経験はありませんが、2017年6月から社外取締役として当社経営に携わっており、社外取締役の職責を適切に遂行できると判断し、引き続き選任をお願いするものです。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
（生年月日）</th><th>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</th><th>所有する
当 社 の
株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">7</td><td>
再 任
水野（みずの）直樹（なおき）
（1961年７月24日生）</td><td>1985 年 ２月　当社入社
2007 年 ４月　当社フレグランス販売部長
2014 年 ６月　当社執行役員フレグランス・アロマケミカル事業副本部長兼フレグランス営業部長
2015 年 ７月　当社執行役員フレグランス・アロマイングリディエンツ事業副本部長兼フレグランス営業部長
2016 年 ６月　当社執行役員フレグランス・アロマイングリディエンツ事業本部長
2017 年 ６月　株式会社高砂アロマス代表取締役社長
2018 年 ６月　当社取締役常務執行役員調達本部長、生産本部担当
2020 年 ４月　当社取締役常務執行役員調達本部長兼サプライチェーン本部長、生産本部担当（現在に至る）</td><td rowspan="2">9,486株</td></tr>
<tr><td colspan="2">【取締役候補者とした理由】
水野直樹氏は、主にフレグランス部門における長年の実務経験を有するほか、当該部門の責任者として要職を歴任しております。また2018年6月からは取締役として当社経営に携わり、職務を適切に遂行しております。今後も引き続き、当社取締役としての職責を十分に果たせると判断し、選任をお願いするものです。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">8</td><td>
再 任
磯野（いその）裕一（ひろかず）
（1961年10月24日生）</td><td>1985 年 ４月　当社入社
2004 年 ４月　当社フレグランス販売部副部長
2006 年 ６月　当社総務部長
2008 年 ７月　Takasago International Corporation（U.S.A.）　副社長
2013 年 ７月　当社人事総務部長兼国際人事室長
2014 年 ７月　当社人事・総務本部副本部長
2016 年 ６月　当社執行役員人事・総務本部長
2018 年 ６月　当社取締役常務執行役員人事・総務本部長兼人事総務部長兼国際人事室長
2020 年 ６月　当社取締役常務執行役員人事・総務本部長兼人事総務部長兼国際人事室長、管理本部担当（現在に至る）</td><td rowspan="2">10,643株</td></tr>
<tr><td colspan="2">【取締役候補者とした理由】
磯野裕一氏は、主にフレグランス部門における長年の実務経験を有するほか、海外拠点を含めた管理部門の責任者として要職を歴任しております。また2018年6月からは取締役として当社経営に携わり、職務を適切に遂行しております。今後も引き続き、当社取締役としての職責を十分に果たせると判断し、選任をお願いするものです。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
9	 再任 川端 茂樹（かわばた しげき） （1962年７月21日生）	1985年４月　株式会社三菱銀行入行 2004年８月　株式会社東京三菱銀行法人業務第二部次長 2006年１月　株式会社三菱東京UFJ銀行法人業務第二部情報営業室次長 2006年６月　同行平針支社長 2008年４月　同行法人業務部副部長 2011年４月　同行トランザクションバンキング部長 2013年５月　同行監査部与信監査室長 2014年６月　当社常勤監査役 2017年６月　当社執行役員法務知的財産本部長、監査部担当 2018年６月　当社取締役常務執行役員企画開発本部長兼経営企画部長兼法務知的財産本部長、監査部担当 2019年７月　当社取締役常務執行役員経営戦略本部長兼経営企画部長兼法務知的財産本部長、監査部担当（現在に至る）	10,293株
	【取締役候補者とした理由】 川端茂樹氏は、金融及び財務部門における長年の実務経験を有するほか、法人部門及び管理部門の責任者として要職を歴任しております。また2018年6月からは取締役として当社経営に携わり、職務を適切に遂行しております。今後も引き続き、当社取締役としての職責を十分に果たせると判断し、選任をお願いするものです。		
10	 新任　社外　独立 塚本 恵（つかもと めぐみ） （1962年６月９日生）	1985年４月　日本アイ・ビー・エム株式会社入社 1997年７月　経済同友会出向 1999年８月　日本アイ・ビー・エム株式会社政策渉外　帰任 2003年４月　IBM Corporation Governmental Programs, Intellectual Property & Standard Policy Team, Asia Pacific Leader 日本アイ・ビー・エム株式会社政策渉外エグゼクティブ 2008年10月　IBM Corporation Governmental Programs Global Leadership Team Member 日本アイ・ビー・エム株式会社政策渉外部長 2015年11月　キャタピラージャパン株式会社執行役員渉外・広報室長 2017年12月　キャタピラージャパン合同会社代表執行役員渉外・広報室長 2022年３月　一般社団法人デジタルソサエティフォーラム代表理事（現在に至る） 新潟大学理事（現在に至る） J.S. Held Japan LLC, Executive Advisor（現在に至る） 2023年３月　株式会社オークネット社外取締役（現在に至る） [重要な兼職の状況] 株式会社オークネット社外取締役	0株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 塚本恵氏は、グローバル企業における長年の実務経験を有するほか、執行役員として経営の経験も有しております。同氏には、それらの豊富な経験・見識を基に客観的見地から経営の合理性やダイバーシティ＆インクルージョンに関する助言・提言を期待しております。当社社外取締役の職責を適切に遂行できると判断し、選任をお願いするものです。		

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 社外取締役候補者
野依良治氏、松田浩明氏及び塚本恵氏は、社外取締役候補者であります。なお、野依良治氏の当社社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって22年間となります。同氏は、2001年にノーベル化学賞を受賞した世界的に著名な研究者であり、研究機関での組織運営の経験も有しております。同氏からは、国内外の研究分野の発展状況や企業の研究動向に関する助言に加え、客観的な立場・大局的な視点から経営全般に対する適切な助言をいただいており、当社にとって同氏は余人をもって代えがたい人材であると考えております。また、松田浩明氏の当社社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって６年間となります。

3. 重要な兼職先と当社との関係
野依良治氏は、東レ株式会社の社外取締役を兼職しております。当社と東レ株式会社との間には特別の関係はありません。同氏が2015年６月から現在まで社外取締役に就任している東レ株式会社において、その在任中に、製品の第三者認証登録における不適切行為が判明いたしました。同氏は、事前に本件を認識しておりませんでしたが、平素から法令遵守の徹底や適切な業務遂行等に関して発言し、本件発覚後は再発防止策やリスク管理強化に関する提言を行っており、社外取締役としての職責を適切に果たしております。
松田浩明氏は、虎ノ門第一法律事務所パートナー弁護士を兼職しております。当社は同氏が所属する虎ノ門第一法律事務所に所属する他の弁護士との間で顧問契約を締結しております。なお、第97期事業年度における当社と虎ノ門第一法律事務所との取引金額総額は２百万円であります。
塚本恵氏は、株式会社オークネットの社外取締役を兼職しております。当社と株式会社オークネットとの間には特別の関係はありません。

4. 責任限定契約
当社は、野依良治氏及び松田浩明氏との間で会社法第423条第１項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約における損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額であります。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。また、塚本恵氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で同内容の責任限定契約を締結する予定であります。

5. 役員等賠償責任保険契約の概要
当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。各氏の再任が承認された場合、各氏は引き続き被保険者となり、塚本恵氏の選任が承認された場合、同氏は新たに被保険者となる予定であります。また、被保険者の保険料負担はありません。なお、2023年８月に同内容での更新を予定しております。

6. 独立役員
当社は、野依良治氏及び松田浩明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、両氏の再任が承認された場合、両氏は引き続き独立役員となる予定であります。また、塚本恵氏の選任が承認された場合、当社は同氏を独立役員として届け出る予定であります。

（ご参考）

本株主総会後の取締役・監査役のスキル・マトリックス

第２号議案が承認された場合の取締役及び監査役のスキルと期待する分野は以下のとおりです。

氏名	当社における地位	組織経営	研究開発 生産	営業	国際	法務 財務 リスク管理
桝村　聡	代表取締役	●	●			
野依 良治	社外取締役	●	●			
山形 達哉	取締役			●	●	
染川 健一	取締役			●	●	
谷中 史弘	取締役		●		●	
松田 浩明	社外取締役	●				●
水野 直樹	取締役		●	●		
磯野 裕一	取締役				●	●
川端 茂樹	取締役				●	●
塚本　恵	社外取締役				●	●
小野　哲	社外監査役				●	●
川上 幸宏	監査役		●			●
中江 康男	社外監査役	●			●	

(注)　1.　各人の有するスキル等のうち主なもの最大２つに●印をつけております。
　　2.　上記「組織経営」は、組織トップの経営経験がある場合としております。

以上

事　業　報　告 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、ウクライナ情勢などを発端とする資源高や供給制約の影響を受けつつも、新型コロナウイルス感染症抑制と経済活動の両立が進む中で、緩やかな持ち直しの動きが見られました。世界経済につきましては、足元でペースが鈍化しているものの、国・地域ごとにばらつきを伴いつつ、総じてみれば回復に向かいました。

香料業界においても、世界経済の動向に合わせる形で、全体としては回復基調で推移しました。

このような中、当社グループは「人にやさしく、環境にやさしく」をスローガンとする『Vision 2040』のもと、中期経営計画『New Global Plan-1【NGP-1】』(2021-2023年度) を推進してまいりました。

当連結会計年度の売上高は、前期比15.0%増の186,792百万円となりました。利益面では、国内外において主力製品及び新規品の拡販に注力した他、原材料価格等の高騰に対する取組みとして価格転嫁等を進めてまいりましたが、営業利益は前期比32.5%減の5,947百万円、経常利益は前期比21.7%減の7,958百万円となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比17.0%減の7,393百万円となりました。

売上高

186,792百万円
(前期比15.0%増) ↗

単位：百万円

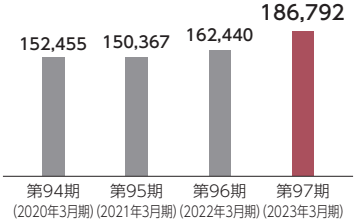

営業利益

5,947百万円
(前期比32.5%減) ↘

単位：百万円

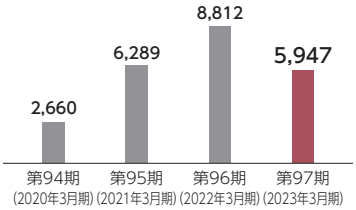

親会社株主に帰属する当期純利益

7,393百万円
(前期比17.0%減) ↘

単位：百万円

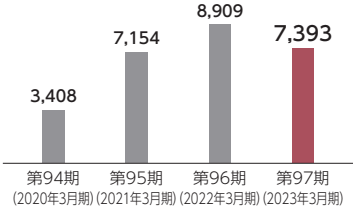

（部門別の概況）

■ フレーバー部門

当部門は飲料、アイスクリーム、製菓、調理加工食品等に使用される香料及びその関連商品からなっております。当連結会計年度の売上高は、当社及びシンガポール子会社において飲料向け等が好調に推移した他、為替変動の影響を受け、105,551百万円（前期比11.9%増）となりました。

■ フレグランス部門

当部門は衣料用洗剤・柔軟剤、香粧品、芳香剤等に使用される香料及びその関連商品からなっております。当連結会計年度の売上高は、フランス子会社において香粧品向け等が好調に推移した他、為替変動の影響を受け、56,393百万円（前期比16.3%増）となりました。

■ アロマイングリディエンツ部門

当部門はメントール、ムスク等の香料素材からなっております。当連結会計年度の売上高は、スペシャリティ品等が好調に推移した他、為替変動の影響を受け、11,910百万円（前期比4.9%増）となりました。

■ ファインケミカル部門

当部門は医薬品中間体、触媒、有機電子材料等の精密化学品からなっております。当連結会計年度の売上高は、医薬品中間体が伸長し、11,510百万円（前期比67.8%増）となりました。

■ その他不動産部門

当部門はニッセイアロマスクエア地代収入等からなっております。当連結会計年度の売上高は、1,426百万円（前期比1.4%減）となりました。

フレーバー部門

105,551百万円
（前期比11.9%増）

単位：百万円

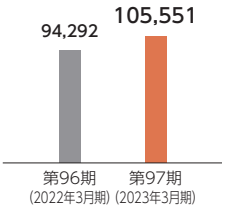

フレグランス部門

56,393百万円
（前期比16.3%増）

単位：百万円

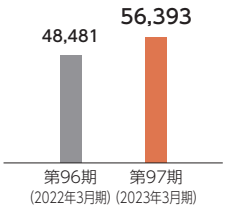

アロマイングリディエンツ部門

11,910百万円
（前期比4.9%増）

単位：百万円

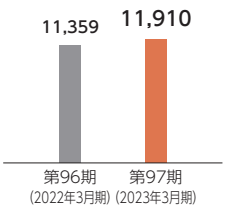

ファインケミカル部門

11,510百万円
（前期比67.8%増）

単位：百万円

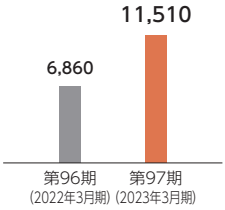

その他不動産部門

1,426百万円
（前期比1.4%減）

単位：百万円

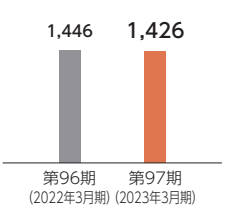

（地域別の概況）

■ 日本

当社のフレーバー部門及びファインケミカル部門が堅調に推移したことにより、当連結会計年度の売上高は、71,514百万円（前期比5.9%増）となったものの、原料高騰の影響等もあり、営業利益は2,280百万円（前期比39.2%減）となりました。

■ 米州

米国子会社において新規品の拡販など積極的な営業展開を図ったことにより、ファインケミカル部門等が好調に推移した他、為替変動の影響を受け、当連結会計年度の売上高は、46,929百万円（前期比22.3%増）となったものの、米国子会社において原料高騰の影響等もあり、営業利益は674百万円（前期比71.4%減）となりました。

■ 欧州

フランス子会社において香粧品向け等の拡販に注力したことにより、当連結会計年度の売上高は、31,904百万円（前期比13.2%増）となったものの、エネルギーコスト増等の影響を受け、営業利益は821百万円（前期比3.7%減）となりました。

■ アジア

シンガポール子会社等において、既存取引先等への取引拡大に取り組んだ他、為替変動の影響を受け、当連結会計年度の売上高は、36,444百万円（前期比28.5%増）となったものの、原料高騰の影響等もあり、営業利益は2,264百万円（前期比2.0%減）となりました。

地域別売上高

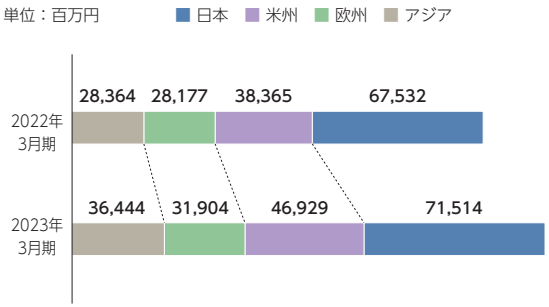

地域別売上高比率

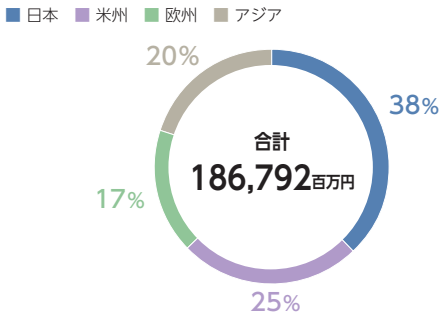

（2）設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資等の総額は8,222百万円（前連結会計年度7,967百万円）であり、その主なものは、シンガポール子会社のグローバル基幹システム等であります。なお、資金調達に関しては、特記すべき事項はありません。

(3) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	2019年度 第94期	2020年度 第95期	2021年度 第96期	2022年度 第97期 (当連結会計年度)
売上高	152,455百万円	150,367百万円	162,440百万円	186,792百万円
経常利益	2,854百万円	7,281百万円	10,165百万円	7,958百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	3,408百万円	7,154百万円	8,909百万円	7,393百万円
1株当たり当期純利益	173円49銭	364円81銭	453円94銭	376円59銭
総資産	182,829百万円	184,512百万円	196,841百万円	212,079百万円
純資産	94,775百万円	101,349百万円	110,294百万円	121,953百万円
1株当たり純資産	4,768円14銭	5,096円68銭	5,531円65銭	6,178円67銭

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号　2020年3月31日) 等を2021年度の期首から適用しており、2021年度以降に係る財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

② 事業報告作成会社の財産及び損益の状況

区　　分	2019年度 第94期	2020年度 第95期	2021年度 第96期	2022年度 第97期 (当事業年度)
売上高	64,288百万円	60,403百万円	66,809百万円	71,583百万円
経常利益	957百万円	2,113百万円	5,907百万円	5,476百万円
当期純利益	2,302百万円	2,793百万円	5,337百万円	5,068百万円
1株当たり当期純利益	117円18銭	142円42銭	271円94銭	258円16銭
総資産	128,049百万円	130,428百万円	136,267百万円	139,375百万円
純資産	67,034百万円	69,544百万円	70,454百万円	73,884百万円
1株当たり純資産	3,419円39銭	3,545円25銭	3,588円33銭	3,797円54銭

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号　2020年3月31日) 等を2021年度の期首から適用しており、2021年度以降に係る財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社高砂ケミカル	200,000千円	100.0%	香料、化成品の製造販売及び輸入
高砂スパイス株式会社	73,200千円	100.0%	香辛料、食料品の製造販売
高栄産業株式会社	80,000千円	100.0%	倉庫業及び洗瓶・包装業
高砂珈琲株式会社	290,000千円	100.0%	コーヒー豆の輸入加工、コーヒーの製造販売
高砂フードプロダクツ株式会社	300,000千円	100.0%	天然系調味料、食品香料の製造販売
株式会社高砂アロマス	60,000千円	100.0%	調合香料の販売
株式会社高砂インターナショナルコーポレーション	20,000千円	100.0%	香料他の輸入及び販売
南海果工株式会社	245,100千円	100.0%	果汁等飲料を中心とした食料品原料の製造・販売
高砂香料西日本工場株式会社	10,000千円	100.0%	天然系調味料、食品香料の製造販売
Takasago International Corporation (U.S.A.)	145,800千USD	100.0%	香料の輸出入及び調合・食品香料の製造販売及び化成品・香料素材の販売
Takasago de Mexico S.A.de C.V.	9,322千MXN	100.0%	香料の輸出入及び調合・食品香料の製造販売
Takasago Fragrâncias E Aromas Ltda.	178,095千BRL	100.0%	香料の輸出入及び調合・食品香料の製造販売
Takasago Europe Perfumery Laboratory S.A.R.L.	22,098千EUR	100.0%	香料の輸出入及び調合香料の製造販売
Takasago Europe G.m.b.H.	37,146千EUR	100.0%	香料の輸出入及び食品香料の製造販売
Takasago International Chemicals (Europe), S.A.	7,748千EUR	100.0%	香料の輸出入及び香料素材の製造販売
Takasago International (Singapore) Pte. Ltd.	14,000千SGD	100.0%	香料の輸出入及び調合・食品香料の製造販売
Takasago International (India) Pvt. Ltd.	1,230,864千INR	100.0%	香料の輸出入及び調合・食品香料の製造販売
PT.Takasago International Indonesia	30,200千USD	100.0%	調合・食品香料の製造販売
上海高砂・鑑臣香料有限公司	51,600千CNY	60.0%	香料の輸出入及び調合・食品香料の製造販売
上海高砂香料有限公司	10,566千CNY	60.0%	調合・食品香料の販売
高砂香料(広州)有限公司	26,000千USD	100.0%	香料の輸出入及び調合・食品香料の製造販売

(注) 出資比率には間接所有分を含んでおります。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(5) 対処すべき課題

当社グループは、企業理念「香りを原点とする革新的な技術を通して、新しい価値を創造し続ける」を基に、グローバルでの全従業員が共感し目指すことのできる、2040年の当社グループの「ありたい姿」として「Vision 2040」を定めております。

「Vision 2040」は「人にやさしく、環境にやさしく」をスローガンとしており、それに続く４つの項目は、それぞれ企業としての姿勢、社員としての姿勢を示しております。

「Vision 2040」

人にやさしく、環境にやさしく
1．多様な価値観を尊重する
2．自然と共生し、人々の生活に彩りを与える
3．夢と誇りを持って未知の世界へ挑戦する
4．常に高い技術を追求する、かけがえのない会社

この「Vision 2040」で定めた「ありたい姿」に近づくため、当社グループは、中期経営計画「New Global Plan-1【NGP-1】」において、３つの基本方針、５つの柱、７つの重点課題を定め、着実かつ確実な達成を目指してまいります。

３つの基本方針
- 海外の成長促進
- 国内の利益改善
- サステナビリティの推進

以前は、海外の利益が安定しない中、日本が安定した利益を生み出すという構造が続いておりましたが、近年は海外拠点が売上高、営業利益ともに安定成長を続けており、グループ業績全体を支えております。NGP-1期間においても、引き続き海外市場で成長を目指してまいります。

一方、国内は、大きな市場拡大が見込めない中、近年は利益面で苦戦が続いております。
海外が成長著しいとはいえ、国内の売上高は全体の約４割を占めております。
NGP-1期間においては、安定した収益を生み出す基盤としての役割を担う地域となるべく利益回復を図ります。

サステナビリティは、これからの企業には必要不可欠の、全ての活動に係る重要な要素であると考えております。当社グループでは、サステナビリティを推進するための新たなプログラムを立ち上げ、実行してまいります。

５つの柱

- 顧客満足度向上
- 人材開発
- 事業成長戦略推進
- 利益体質改善
- 技術革新

前中期経営計画「One-T」の基本方針をNGP-1でも柱と位置付け、継続的に取り組んでまいります。

７つの重点課題

1. グローバル経営基盤の整備
2. 海外拠点の事業部門強化のための仕組み作り
3. 合成事業生産体制の再構築
4. FL・FR製品生産効率性の追求
5. 海外拠点と日本を繋ぐ安定した人材の開発
6. 先端科学による競争力のある技術の創成
7. SDGsへの貢献を意識した製品の開発

７つの重点課題は組織横断的に取り組んでいく必要があり、グループ内での拠点間の連携を強め責任と権限を明確化し、課題によっては社外の協力、共創も視野に入れ具体的な施策を実施してまいります。

(6) 企業集団の主要な事業内容

当社グループは、当社、子会社39社及び関連会社１社で構成され、フレーバー、フレグランス、アロマイングリディエンツ、ファインケミカルの製造・販売を主な事業内容としており、さらに各事業に関連する研究及び不動産賃貸、その他の活動を展開しております。

(7) 企業集団の主要拠点等

① 主要な営業所及び工場

会社名	セグメント	事業所	住所
高砂香料工業株式会社	日本	本社	東京都大田区
		大阪支店	大阪市北区
		名古屋支店	名古屋市中区
		福岡支店	福岡市博多区
		平塚研究所	神奈川県平塚市
		平塚工場	神奈川県平塚市
		磐田工場	静岡県磐田市
		鹿島工場	茨城県神栖市
		三原工場	広島県三原市
株式会社高砂ケミカル	日本	本社	東京都大田区
		工場	静岡県掛川市
高砂スパイス株式会社	日本	本社	東京都大田区
		工場	神奈川県秦野市
高栄産業株式会社	日本	本社	神奈川県平塚市
高砂珈琲株式会社	日本	本社	東京都大田区
		工場	静岡県磐田市
高砂フードプロダクツ株式会社	日本	本社・工場	静岡県袋井市
株式会社高砂アロマス	日本	本社	東京都大田区
株式会社高砂インターナショナルコーポレーション	日本	本社	東京都大田区
南海果工株式会社	日本	本社・工場	和歌山県日高郡日高川町
高砂香料西日本工場株式会社	日本	本社	広島県三原市
Takasago International Corporation (U.S.A.)	米州	本社・工場	米国　ニュージャージー州ロックレイ
Takasago de Mexico S.A.de C.V.	米州	本社・工場	メキシコ　メキシコシティ
Takasago Fragrâncias E Aromas Ltda.	米州	本社・工場	ブラジル　ヴィニェード
Takasago Europe Perfumery Laboratory S.A.R.L.	欧州	本社・工場	フランス　パリ
Takasago Europe G.m.b.H.	欧州	本社・工場	ドイツ　ツルピヒ
Takasago International Chemicals (Europe), S.A.	欧州	本社・工場	スペイン　ムルシア
Takasago International (Singapore) Pte. Ltd.	アジア	本社・工場	シンガポール
Takasago International (India) Pvt. Ltd.	アジア	本社・工場	インド　タミルナドゥ
PT.Takasago International Indonesia	アジア	本社・工場	インドネシア　バンテン
上海高砂・鑑臣香料有限公司	アジア	本社・工場	中国　上海
上海高砂香料有限公司	アジア	本社	中国　上海
高砂香料(広州)有限公司	アジア	本社・工場	中国　広州

② 従業員の状況

企業集団の状況

セグメントの名称	従業員数
日本	1,580名
米州	794
欧州	689
アジア	850
合計	3,913

（注）就業人員であります。

当社の状況

区分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2023年３月期	1,037名	２名増	41.3才	17.4年

（注）就業人員であります。

(8) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	9,191百万円
日本生命保険相互会社	5,281
農林中央金庫	3,407
株式会社紀陽銀行	2,665
株式会社みずほ銀行	2,410
株式会社常陽銀行	2,140
三井住友信託銀行株式会社	2,105
株式会社伊予銀行	1,840
株式会社横浜銀行	1,635
株式会社日本政策投資銀行	1,449
株式会社静岡銀行	1,260
株式会社広島銀行	1,125

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 株式に関する事項

① **発行可能株式総数** **60,000,000株**

② **発行済株式の総数** **20,152,397株**

③ **当事業年度末の株主数** **5,440名**

④ **大株主（上位10名）**

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,825千株	9.4%
日本生命保険相互会社	1,468	7.5
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,124	5.8
BNP PARIBAS PARIS/2S/JASDEC/BNPP SA RETAIL FRANCE	994	5.1
株式会社三菱UFJ銀行	947	4.9
共栄火災海上保険株式会社	780	4.0
中江産業株式会社	720	3.7
高砂香料従業員持株会	564	2.9
株式会社紀陽銀行	471	2.4
HSBC PRIVATE BANK (SUISSE) SA GENEVA - SEGREG UK IND1 CLT ASSET	440	2.3

（注）1. 持株比率は発行済株式の総数から自己株式数（696,583株）を控除して計算しております。
2. 当社は自己株式を696千株保有しておりますが、上記大株主から除外しております。
3. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）、株式会社日本カストディ銀行（信託口）の持株数には信託業務に係る株式数が含まれております。

⑤ **事業年度中に会社役員（会社役員であった者を含む）に対して職務執行の対価として交付された株式に関する事項**

	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	19,803株	7名

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(2023年３月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 取締役社長	桝村　聡	社長執行役員安全統括本部長
取締役	野依良治	東レ株式会社社外取締役
取締役	藤原久也	常務執行役員、フレグランス・アロマイングリディエンツ事業本部、米州地域担当 (Takasago International Corporation（U.S.A.）駐在)
取締役	山形達哉	常務執行役員コーポレート本部長　兼　安全統括副本部長　兼　国際品質保証統括部長、情報システム部、品質保証部担当　兼　株式会社高砂インターナショナルコーポレーション代表取締役社長
取締役	染川健一	常務執行役員フレーバー事業本部長、支店担当
取締役	谷中史弘	常務執行役員研究開発本部長、ファインケミカル事業本部担当
取締役	松田浩明	虎ノ門第一法律事務所パートナー弁護士
取締役	水野直樹	常務執行役員調達本部長　兼　サプライチェーン本部長、生産本部担当
取締役	磯野裕一	常務執行役員人事・総務本部長　兼　人事総務部長　兼　国際人事室長、管理本部担当
取締役	川端茂樹	常務執行役員経営戦略本部長　兼　経営企画部長　兼　法務知的財産本部長、監査部担当
監査役	小野　哲	常勤監査役
監査役	川上幸宏	常勤監査役
監査役	中江康男	中江産業株式会社代表取締役社長

(注) 1. 野依良治氏及び松田浩明氏は会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2. 小野哲氏及び中江康男氏は会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
3. 小野哲氏は長年の行政機関等での経歴を通じ、財務及び税務に関する専門知識と豊富な経験を有しております。
4. 中江康男氏は長年の事業法人経営者としての職歴を通じ、財務・会計に関する相当程度の知見・経験を有しているほか、会社経営全般に関する豊富な経験を有しております。
5. 当社は、野依良治、松田浩明、小野哲及び中江康男の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と全ての社外取締役及び監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約における損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約によって役員等の職務執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者の故意又は重過失に起因して生じた損害については補償の対象外とする等の免責事由があります。なお、当該保険契約の被保険者は当社取締役、当社監査役、当社執行役員及び当社子会社取締役であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬の総額

役員区分	支給人数	報酬等の総額	固定報酬	業績連動報酬（賞与）	株式報酬等
取締役	10 名	185 百万円	98 百万円	32 百万円	54 百万円
（うち社外取締役）	2 名	9 百万円	9 百万円	- 百万円	- 百万円
監査役	3 名	43 百万円	35 百万円	8 百万円	- 百万円
（うち社外監査役）	2 名	26 百万円	21 百万円	4 百万円	- 百万円

（注）1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の株式報酬等の金額は、当事業年度に係る譲渡制限付株式報酬等の費用計上額であります。
3. 使用人兼務取締役の使用人給与相当額142百万円を支払っております。

② 上記報酬等に関する事項

ア．業績連動報酬（賞与）に関する事項

業績連動報酬として、取締役及び監査役に対して賞与を支給しております。

業績連動報酬（賞与）は、会社業績や各取締役の経営への貢献度に応じて毎年一定の時期に支給する報酬であり、各事業年度の連結売上高、連結営業利益及び親会社株主に帰属する当期純利益等の業績指標に基づき、さらに各取締役が設定した重点施策に対する達成度等を総合的に勘案して支給額を決定しております。連結売上高等の定量的な評価基準は、当社のグローバルな事業運営の達成状況を判断するための重要な指標であり、業績連動報酬（賞与）に係る指標に適しているものと判断しております。

なお、当事業年度の業績指標に関する実績は、連結売上高186,792百万円、連結営業利益5,947百万円、連結営業利益率3.2％及び親会社株主に帰属する当期純利益7,393百万円となりました。

イ．株式報酬等に関する事項

取締役と株主の皆様との価値共有をより一層促進し、中長期的な企業価値向上に資する報酬体系を構築することを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しており、社外取締役を除く取締役に対して支給しております（ただし、国内非居住の取締役に対しては、譲渡制限付株式報酬に代替する報酬として、金銭による株価連動報酬を支給しております）。取締役会の決議に基づき、対象となる取締役に毎年一定の時期に金銭報酬債権を支給し、取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で払い込むことにより、当社普通株式を割り当てる方法により支給することとしております。譲渡制限付株式報酬として割り当てた株式は、譲渡制限期間中、継続して当社の取締役の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除するものとしております。なお、譲渡制限期間は、取締役が株式の割当てを受けた日から、当社の取締役その他当社の取締役会が定める地位を退任又は退職等する日（取締役会決議でそれより遅い日を定めた場合はその日）までの期間としております。

ウ．上記報酬等に関する株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の限度額は、2017年６月28日開催の第91回定時株主総会において年額240百万円以内（うち社外取締役分は年額40百万円以内）と決議いただいております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。また、当該金銭報酬とは別枠で、譲渡制限付株式付与のために支給する金銭報酬債権につき、2017年６月28日開催の第91回定時株主総会において年額100百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）、株式数の上限を年４万株以内と決議いただいております（社外取締役は付与対象外）。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち、社外取締役は２名）であります。

監査役の報酬限度額は、2017年６月28日開催の第91回定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。なお、当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は３名（うち、社外監査役は２名）であります。

エ．取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

(1) 方針の決定の方法

当社は、2021年２月10日開催の取締役会において、「取締役の報酬等の決定方針」を決議し、2022年３月10日及び2022年６月９日開催の取締役会において一部改定を決議しております。

(2) 方針の内容の概要

当社の「取締役の報酬等の決定方針」は以下のとおりであります。

（基本方針）

① 業務執行取締役の報酬等は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、当該業務執行取締役の意欲をより高めることのできる、適切、公正かつバランスのとれたものとする。

② 業務執行取締役の報酬等は、前項の方針に従い、株主総会で決議された額の範囲内で、一部業績連動の要素を反映させ、かつ、中長期的な業績と連動させるものとし、指名報酬委員会からの答申内容を尊重し、取締役会で決定するものとする。

③ 社外取締役の報酬等は、社外取締役の職責を反映した定額の固定報酬のみとし、株式関連報酬その他の業績連動型の要素は含まないものとする。

(固定報酬)
　固定報酬は、各取締役の職責や役位に応じて毎月支給する報酬であり、個々の支給水準については、業績、過去実績、従業員給与の支給水準及び他社の支給水準等を勘案して支給額を決定する。
(業績連動報酬（賞与))
　業績連動報酬（賞与）は、会社業績や各取締役の経営への貢献度に応じて毎年一定の時期に支給する報酬であり、各事業年度の連結売上高、連結営業利益及び親会社株主に帰属する当期純利益等の業績指標に基づき、さらに各取締役が設定した重点施策に対する達成度等を総合的に勘案して支給額を決定する。
(株式報酬等)
　株式報酬等は譲渡制限付株式報酬及び株価連動型金銭報酬等によるものとする。
　譲渡制限付株式報酬は、取締役会決議に基づき、対象となる取締役に毎年一定の時期に金銭報酬債権を支給し、取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で払い込むことにより、当社普通株式を割り当てる方法により支給する。
　支給する金銭報酬債権の報酬額の上限は年額１億円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない)、交付を受ける株式の総数は年４万株以内とし、個人別の株式割当て数を含め、指名報酬委員会からの答申内容を尊重し、取締役会が決定する。
　なお、譲渡制限期間は、取締役が株式の割当てを受けた日から、当社の取締役その他当社の取締役会が定める地位を退任又は退職等する日（取締役会決議でそれより遅い日を定めた場合はその日）までの期間とし、譲渡制限期間中、取締役は割当てを受けた株式について、第三者に対して譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。
　国内非居住の取締役に対しては、上記の譲渡制限付株式報酬に代替する報酬として、取締役の金銭報酬について株主総会で決議された総額の範囲内で、株価連動型金銭報酬（ファントム・ストック）を付与するものとし、株式割当日に当社普通株式を支給したものと仮想して、想定される譲渡制限期間解除時に、その時点における当該株価相当額の金銭を支給する。個人別に付与する株価連動型金銭報酬（ファントム・ストック）は、指名報酬委員会からの答申内容を尊重し、取締役会が決定する。
(業務執行取締役の報酬等の構成及び割合)
　業務執行取締役の報酬は、固定報酬、主として短期業績を反映する業績連動報酬としての賞与及び株主との価値共有の一層の促進を通じて中長期的な企業価値向上に資する報酬体系としての株式報酬等で構成される。
　各報酬の構成比（賞与が満額支給された場合の構成比）は、原則として、概ね、固定報酬（60%程度)、業績連動報酬（賞与）（20%程度)、株式報酬等（20%程度）となるように設定する。
(取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項)
　取締役会は、取締役の個人別の報酬の支給額の決定のうち、各取締役の固定報酬及び業績連動報酬（賞与）の額の決定につき、代表取締役に一任する旨の取締役会決議を行い、代表取締役にその具体的内容について委任する。
　なお、報酬額の決定に際して、代表取締役は、指名報酬委員会からの答申内容を尊重する。

オ．取締役の個人別の報酬等の内容の決定の委任に関する事項

(1) 委任を受けた者の氏名、地位及び担当

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長（社長執行役員安全統括本部長）の桝村聡が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

(2) 委任された権限の内容・理由等

委任された権限の内容は、取締役の個人別の固定報酬及び業績連動報酬（賞与）の額の決定に関するものであります。当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役が担当する職務領域や職責の評価を行うには、代表取締役社長が最も適していると判断したため、これらの権限を代表取締役社長に委任しております。ただし、報酬の妥当性や評価の透明性を確保するために、指名報酬委員会からの答申内容を尊重することとしております。

カ．当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、取締役の個人別の報酬額の決定に際して、代表取締役が、指名報酬委員会からの答申内容を尊重することを求めており、当社の「取締役の報酬等の決定方針」にもその旨を定めております。当該手続を経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会は、その内容が当社の「取締役の報酬等の決定方針」に沿うものであると判断しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 取締役　野依良治

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
東レ株式会社社外取締役を兼職しております。東レ株式会社と当社との間には特別の関係はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況
取締役会には14回中14回出席（出席率100%）し、適宜発言を行っております。
また、当社研究部門との意見交換のほか、不斉合成分野で国際的に著名な業績をあげた国内外の研究者を対象として毎年実施しております有機合成化学協会・高砂香料賞（野依賞）の設定を通して、当社の知名度向上に大きく貢献しております。

エ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に対して行った職務の概要
同氏には、当社の技術力を高める助言や企業価値向上に資する提言・助言を期待しております。同氏からは、国内外の研究分野の発展状況や企業の研究動向に関する助言に加え、客観的な立場・大局的な視点から経営全般に対する適切な助言をいただいております。

オ. 上記ア～エに関する意見
該当事項はありません。

② 取締役　松田浩明

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
虎ノ門第一法律事務所パートナー弁護士を兼職しております。当社は同氏が所属する虎ノ門第一法律事務所に所属する他の弁護士との間で顧問契約を締結しております。なお、当事業年度における当社と虎ノ門第一法律事務所との取引金額総額は２百万円であります。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況
取締役会には14回中14回出席（出席率100%）し、弁護士としての豊富な経験を通じて培われた見識から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。

エ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に対して行った職務の概要
同氏には、企業法務・コンプライアンスに関する助言や経営監視の向上に資する提言・助言等を期待しております。 同氏からは、事業の方向性に関する法的見地からの助言に加え、当社のコーポレート・ガバナンスの充実・強化に関する提言をいただいております。

オ. 上記ア～エに関する意見
該当事項はありません。

③ 監査役　小野　哲

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況
取締役会には14回中14回出席（出席率100％）し、行政機関等での豊富な経験と見識に基づき、コンプライアンス、内部統制、今後の経営上の重要課題等について適宜質問、意見表明等の発言を行っております。
監査役会には16回中16回出席（出席率100％）し、監査活動、今後の監査方針等について都度発言しております。

エ. 上記ア～ウに関する意見
該当事項はありません。

④ 監査役　中江康男

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
中江産業株式会社の代表取締役社長を兼職しております。中江産業株式会社は当社株式の3.7％を保有する株主であります。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況
取締役会には14回中14回出席（出席率100％）し、他社における経営全般にわたる豊富な経験と見識に基づき、コンプライアンス、内部統制、今後の経営上の重要課題等について適宜質問、意見表明等の発言を行っております。
監査役会には16回中16回出席（出席率100％）し、監査活動、今後の監査方針等について都度発言しております。

エ. 上記ア～ウに関する意見
該当事項はありません。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

責任限定契約を締結しておりません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

1. 公認会計士法第２条第１項の監査業務の報酬	67百万円
2. 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	67百万円

（注）1. 監査役会は会計監査人の報酬等について、取締役及び会計監査人より説明を受け、監査の品質・効率等を総合的に検証した結果、その報酬等につき会社法第399条第１項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記1. の金額はこれらの合計額を記載しております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人を解任又は不再任とする方針としております。

(6) 重要な子会社の会計監査人の状況

当社の重要な子会社のうち、Takasago Europe Perfumery Laboratory S.A.R.L. 等９社は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

6 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

(1) 上記に関して当社の取締役会が決議した「内部統制システムに関する基本方針」の内容は、次のとおりであります。

① 当社の取締役の職務執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程・決裁権限規程・稟議規程などに従い、取締役の職務執行に係る情報を文書等に記録し、保存しております。保存方法については、文書管理規程に定める方法で行い、重要文書については別途保存期間を定めております。取締役、監査役は常時これらの文書等を閲覧できるものとしております。

② 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役社長を本部長とする危機管理本部を設置し、重大損失が発生する場合に備えて緊急時対応を定めた危機管理計画書を策定しております。また、取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、総合的なリスク管理体制の確立を図るため重要事項を審議し、推進しております。

その他必要に応じ取締役会及び経営会議にて対応しております。

③ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

グループ全体の目標として、３事業年度を単位とした中期経営計画を戦略的に策定し、これに基づき各事業本部の毎期の目標・予算を設定し、事業本部ごとの効率的な資源配分に努めると共に、四半期ごとに結果をレビューし、効率性の確保を図っております。また、執行役員制を導入することにより、取締役会の企業統治機能と執行役員による業務執行機能の分化・効率化を図っております。職務分掌規程、取締役会付議規程、決裁権限規程、稟議規程等が定める権限体系の中で権限委譲による効率的な業務遂行が図れる体制としております。

④ 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

グループ共通の企業憲章・行動規範を制定し、企業倫理の確立、法令遵守を徹底しております。取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の確立と徹底を図るために重要事項を審議し、推進しております。また、内部通報制度を整備し、役職員に対しその周知徹底を図り、コンプライアンス体制の強化に努めております。監査部及び安全管理部において、業務監査のほか、コンプライアンスの観点も踏まえて環境保全・労働安全衛生・保安防災の監査を実施し、法令遵守体制の徹底を図っております。

⑤ 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

（ⅰ）当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、国内子会社及び海外子会社に対し当社への報告規程を策定し、その業務執行における一定の事項は当社宛事前協議、事前または事後の報告を義務づけることにより、当社グループ業務の適正性を確保しております。

（ⅱ）当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

重大な損失が発生する場合、もしくは新たな損失リスクが予見される場合は、当社の管理部門へ速やかに連絡を行う体制としております。主要な国内子会社及び海外子会社については、当社の役職員が子会社取締役として経営に参画し、当社管理部門と共に、当社グループ業務の適正運用に努めております。また当社監査役は国内子会社監査役を兼務しております。

（ⅲ）当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制

第③項の中期経営計画に基づき各子会社の毎期の目標・予算を設定し、子会社ごとの効率的な資源配分に努めております。経営計画をグループ経営計画として策定し、グループ全体としての業績管理を通して目標設定・フォロー・レビューを行うとともに、子会社については定期的に報告会を開催し、進捗状況を確認することで、効率的な業務遂行を図る体制としております。

（ⅳ）当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

第④項の企業憲章・行動規範に基づき、グループ全役職員に対し企業倫理の確立及び法令遵守を徹底するとともに、コンプライアンス委員会を設置し、グループ全体のコンプライアンス体制の確立と徹底を図るために関連事項の審議等を行っております。

⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査役の職務を補助するため、監査役室を設置しております。また、監査役の職務を補助すべき使用人の配属、異動、評価等の人事事項については監査役会と事前に協議し実施しております。

⑦ 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他監査役の報告に関する体制

監査役は、業務の適正な運営を検証するため、全ての重要な会議に出席できます。また、第④項の内部通報制度による通報並びに法令・定款違反、不正行為またはその可能性のある事実の発生があった場合、監査役が出席するコンプライアンス委員会に報告される体制としております。また、当社は、監査役に報告を行った当社グループの全役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わないこととしております。さらに、監査役の職務の執行に必要がある場合には、その費用は会社が負担することとしております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の取締役会では「内部統制システムに関する基本方針」の運用状況の評価を行い、適切な体制整備に努めております。

① 内部統制システム全般について

当事業年度において、内部監査については、監査部が年間の監査計画に基づいて、内部統制システムの体制の構築と運用状況につき、当社及び当社グループ子会社７社を対象とした監査を実施しました。財務報告に係る内部統制の評価については、評価を担当する組織が、内部統制の整備・運用状況の評価に関する計画書に基づいて、当社及び当社グループ子会社９社を対象とした内部統制評価を実施しました。

② コンプライアンス体制について

当事業年度において、取締役・監査役で構成されるコンプライアンス委員会を２回開催し、当社及び当社グループ子会社から報告されたコンプライアンスに関する課題等につき内容を審議し、必要となる対策を協議しました。また、コンプライアンスに関する相談窓口として、内部通報制度「明日への窓」を設置し、適正な運用に努めるとともに、当社及び当社グループ子会社への周知を図りました。

③ リスク管理体制について

危機管理本部を組織し、危機管理計画書を定めております。当該年度において取締役・監査役・執行役員で構成されるリスク管理委員会を２回開催し、総合的なリスク管理体制の確立を図りました。安全管理部は、環境保全・労働安全衛生・保安防災の観点からの監査計画に基づき、当社及び当社グループ子会社の主要事業所に対し、安全監査を実施しました。

④ グループ子会社の経営管理について

当事業年度において、当社グループ子会社は、関係会社における報告規程に基づき、重要度に応じて取締役会あるいは取締役に報告を行いました。海外子会社に関しては、グローバル経営会議を四半期ごとに開催しました。また、国内子会社に対し半期ごとに事業報告会を開催しました。

⑤ 取締役の職務執行について

当事業年度において、取締役会を14回開催し、法令、定款及び取締役会規程に定められた経営上重要な事項の決定及び業務執行の監督を行いました。また、取締役及び幹部職員は、四半期ごとの経営報告会を通じて業務執行者及び使用人との課題の共有を図りました。

⑥ 監査役の職務執行について

当事業年度において、監査役会を16回開催し、監査計画を定めるとともに、各監査役の監査活動につき情報共有し意見交換を行いました。監査役は取締役会に加え経営会議、コンプライアンス委員会などの重要な会議に出席するほか、必要に応じて取締役等と意見交換を行うなどして取締役の業務執行の監査を行いました。また、監査部及び会計監査人と定期的に意見交換を行いました。

連結計算書類

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位 百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	**117,103**
現金及び預金	14,969
受取手形	3,023
売掛金	39,002
商品及び製品	31,234
仕掛品	130
原材料及び貯蔵品	24,231
その他	4,786
貸倒引当金	△274
固定資産	**94,975**
有形固定資産	**60,984**
建物及び構築物	31,812
機械装置及び運搬具	11,553
工具、器具及び備品	3,194
土地	8,333
建設仮勘定	4,013
その他	2,076
無形固定資産	**3,988**
投資その他の資産	**30,003**
投資有価証券	23,397
出資金	101
長期貸付金	629
退職給付に係る資産	1,009
繰延税金資産	3,243
その他	2,110
貸倒引当金	△488
資産合計	**212,079**

科目	金額
負債の部	
流動負債	**61,195**
支払手形及び買掛金	17,878
短期借入金	22,365
1年内返済予定の長期借入金	7,449
未払法人税等	1,045
賞与引当金	2,030
役員賞与引当金	46
その他	10,378
固定負債	**28,930**
長期借入金	14,970
繰延税金負債	1,181
役員退職慰労引当金	22
退職給付に係る負債	9,887
その他	2,869
負債合計	**90,125**
純資産の部	
株主資本	**104,700**
資本金	**9,248**
資本剰余金	**8,384**
利益剰余金	**88,778**
自己株式	**△1,711**
その他の包括利益累計額	**15,510**
その他有価証券評価差額金	**10,372**
繰延ヘッジ損益	**1**
為替換算調整勘定	**5,705**
退職給付に係る調整累計額	**△569**
非支配株主持分	**1,742**
純資産合計	**121,953**
負債・純資産合計	**212,079**

(注) 金額の表示は百万円未満を切り捨てております。

連結損益計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位 百万円)

科目	金額	
売上高		**186,792**
売上原価		**132,355**
売上総利益		**54,436**
販売費及び一般管理費		**48,489**
営業利益		**5,947**
営業外収益		
受取利息	99	
受取配当金	507	
持分法による投資利益	39	
為替差益	1,425	
その他	561	2,632
営業外費用		
支払利息	470	
その他	151	621
経常利益		**7,958**
特別利益		
固定資産売却益	11	
投資有価証券売却益	651	
助成金収入	531	1,194
特別損失		
固定資産処分損	65	
固定資産圧縮損	531	596
税金等調整前当期純利益		**8,556**
法人税、住民税及び事業税	2,002	
法人税等調整額	△990	1,011
当期純利益		**7,545**
非支配株主に帰属する当期純利益		**151**
親会社株主に帰属する当期純利益		**7,393**

(注) 金額の表示は百万円未満を切り捨てております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年５月10日

高砂香料工業株式会社
　取　締　役　会　御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　椎　名　　弘
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　宇津木　辰 男

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、高砂香料工業株式会社の2022年４月１日から2023年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、高砂香料工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位 百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	**62,705**
現金及び預金	6,630
受取手形	2,853
売掛金	20,269
商品及び製品	16,948
仕掛品	1
原材料及び貯蔵品	7,566
前渡金	25
関係会社短期貸付金	5,430
その他	2,983
貸倒引当金	△2
固定資産	**76,670**
有形固定資産	**23,854**
建物	11,701
構築物	1,024
機械及び装置	3,755
車両運搬具	40
工具、器具及び備品	1,489
土地	3,172
建設仮勘定	2,671
無形固定資産	**2,029**
施設利用権	11
電話加入権	19
ソフトウエア	1,995
その他	3
投資その他の資産	**50,786**
投資有価証券	20,421
関係会社株式	12,423
出資金	3
関係会社出資金	12,218
関係会社長期貸付金	3,380
差入保証金	542
長期前払費用	92
前払年金費用	1,405
その他	355
貸倒引当金	△56
資産合計	**139,375**

科目	金額
負債の部	
流動負債	**43,365**
支払手形	1,343
買掛金	9,835
短期借入金	21,144
1年内返済予定の長期借入金	5,253
未払金	667
未払法人税等	617
未払費用	2,340
賞与引当金	1,525
役員賞与引当金	40
その他	595
固定負債	**22,126**
長期借入金	12,292
繰延税金負債	1,624
退職給付引当金	7,831
長期預り保証金	261
債務保証損失引当金	64
その他	52
負債合計	**65,491**
純資産の部	
株主資本	**63,565**
資本金	**9,248**
資本剰余金	**8,383**
資本準備金	8,355
その他資本剰余金	27
利益剰余金	**47,689**
利益準備金	1,905
その他利益剰余金	45,783
固定資産圧縮積立金	503
配当準備金	470
研究開発積立金	320
別途積立金	1,714
繰越利益剰余金	42,775
自己株式	**△1,755**
評価・換算差額等	**10,318**
その他有価証券評価差額金	**10,317**
繰延ヘッジ損益	**1**
純資産合計	**73,884**
負債・純資産合計	**139,375**

(注) 金額の表示は百万円未満を切り捨てております。

損 益 計 算 書

（2022年４月１日から2023年３月31日まで）

（単位 百万円）

科目	金額	
売上高		**71,583**
売上原価		**52,054**
売上総利益		**19,529**
販売費及び一般管理費		**17,831**
営業利益		**1,697**
営業外収益		
受取利息	190	
受取配当金	2,267	
関係会社受入手数料	332	
為替差益	1,442	
その他	311	4,543
営業外費用		
支払利息	311	
社債利息	0	
関係会社支払手数料	297	
その他	155	764
経常利益		**5,476**
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	651	651
特別損失		
固定資産処分損	37	37
税引前当期純利益		**6,089**
法人税、住民税及び事業税	1,291	
法人税等調整額	△269	1,021
当期純利益		**5,068**

（注）金額の表示は百万円未満を切り捨てております。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年５月10日

高砂香料工業株式会社
　取　締　役　会　御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　椎　名　　弘
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　宇津木　辰　男

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、高砂香料工業株式会社の2022年４月１日から2023年３月31日までの第97期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査役会は、2022年４月１日から2023年３月31日までの第97期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果
(1) 事業報告等の監査結果
① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
(3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年５月10日

高砂香料工業株式会社　監査役会
常勤監査役　川上　幸宏　㊞
常勤監査役（社外監査役）　小野　哲　㊞
監　査　役（社外監査役）　中江　康男　㊞

以上

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席いただく場合



株主総会開催日時　2023年６月28日（水曜日）午前10時
受付開始：午前9時30分

同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会にご出席いただけない場合



郵送による議決権行使のお手続きについて

行使期限　2023年６月27日（火曜日）午後５時30分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。
なお、同封の記載面保護シールをご利用ください。





電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のお手続きについて

行使期限　2023年６月27日（火曜日）午後５時30分まで

パソコン又は携帯端末から当社株主名簿管理人が運営する議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載のログインＩＤ及び仮パスワードをご入力の上、画面の案内に従って、上記行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。ただし毎日午前２時～午前５時はお取扱いを休止いたします。

インターネットによる議決権行使についてのお問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（当社株主名簿管理人）
電話0120－173－027（受付時間 午前９時～午後９時）

注意事項
- パソコン又は携帯端末による議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- 株主総会の招集の都度、新しい「ログインＩＤ」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
- インターネットによる議決権行使をご利用いただく際の通信料金等は、株主様のご負担となります。
- その他、ご不明な点は上記お問い合わせ先にご照会ください。

機関投資家様向け「議決権電子行使プラットフォーム」のご利用について

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）におかれましては、事前のご利用申し込みを前提として、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

株主総会会場ご案内図





東京都大田区蒲田五丁目37番1号

ニッセイアロマスクエアビル17階
当社本店会議室
（17階へは、高層階用エレベーターをご利用ください。）

交通のご案内

- ●JR京浜東北線「蒲田駅」東口より徒歩3分
- ●東急電鉄「蒲田駅」より徒歩5分
- ●京浜急行「京急蒲田駅」西口より徒歩7分

高砂香料工業株式会社

〒144-8721　東京都大田区蒲田五丁目37番1号
ニッセイアロマスクエア17F
TEL：03-5744-0511（代表）
ホームページアドレス：https://www.takasago.com/

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C022915

VEGETABLE OIL INK

UD FONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

株　主　各　位

(証券コード4914)
電子提供措置の開始日2023年６月２日

東京都大田区蒲田五丁目37番１号
高砂香料工業株式会社
取締役社長　桝　村　　聡

第97回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

記

● 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針 …… 2頁
● 連結計算書類
　連結株主資本等変動計算書 …… 5頁
　連結注記表 …… 6頁
● 計算書類
　株主資本等変動計算書 …… 18頁
　個別注記表 …… 19頁

以上

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社グループは、創業精神「技術立脚の精神に則り社会に貢献する」、企業理念「香りを原点とする革新的な技術を通して、新しい価値を創造し続ける」の下、常に香料及びその関連技術の最先端の研究を続け、顧客に嗜好性の高く、高付加価値な香料を提供するとともに、リニューアブルなアロマイングリディエンツの開発等を通じ、持続可能な社会への貢献に努めております。また、医薬品中間体を中心とするファインケミカル事業の分野においても、グローバル市場での厳しい競争環境にもかかわらず世界的に高い評価を得ております。

その結果として、当社グループは、国内香料業界のリーディングカンパニーであると同時に、アジア唯一のグローバル香料会社としてのポジションを築き上げ、世界でも屈指の香料会社に成長してまいりました。

このような当社グループの持続的な成長や中長期的な企業価値の向上を支えているものは、次の諸点と考えております。

① 長年培ってきた技術力とそれを基盤とした事業シナジー

長年培ってきた高品質かつ高付加価値のアロマイングリディエンツの製造及び医薬品中間体の開発をはじめとするファインケミカル事業を支える不斉合成、触媒反応、フロー連続等の技術。また、これらの技術を基盤として、有機的一体として結合している４つの事業の強みを活かしながら事業展開することによる、競合他社には無い独自のシナジー効果の発揮。

② 多様な嗜好性への深い理解とそれを活かす創香の経験やノウハウ

消費者の多様な嗜好性に対応する顧客の商品開発を強力に下支えするための創香に関する経験と技術的な蓄積。さらには、少量多品種かつ変化の激しい香料市場において、顧客の要望に迅速に対応するために確立された生産・供給体制。

③ 厳しい安全性基準を満たす製品への高い信頼と、これを維持するノウハウ

その性格上非常に厳しい安全性を求められる製品について、関連法令はもとより、厳格な社内基準をも満たす当社製品の高い品質・安全性とそれを維持管理するために長年にわたり蓄積された情報により確立されたシステム。

④ グローバルに経営資源を有効活用できる組織体制

各事業で蓄積されたノウハウを海外拠点も含めた当社グループで共有・有効活用し、世界規模で営業展開するグローバルな顧客への対応やグローバル事業展開を図るために確立された業務推進組織体制。

以上の強みを生かし、当社は今後も成長してまいります。

しかし、近時、わが国の資本市場においては、対象となる会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大量の株式の買付を強行するといった動きが顕在化しつつあります。もとより、当社は、株式の大量買付等であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付等の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付等の行為について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

とりわけ、長年にわたり蓄積してきた膨大なノウハウと高い技術力に裏打ちされた当社独自の事業展開によるシナジー効果の評価、さらにはあらゆる消費財と地域の嗜好に対応した多品種な香料製品を提供する当社の企業価値の評価は困難であり、当社の企業価値の適正な評価には時間を要する上に、買付の条件等が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当でないかについて慎重な判断を要します。

また、当社の４事業の一部が売却されるようなことがあれば、各事業分野の有機的結合により実現される大きなシナジー効果が失われるおそれが高く、また、長期的視点に立っての研究開発及び品質・安全性に対する継続的な投資が行われませんと、技術的基盤が弱体化するのみならず、当社製品の高い安全性への信頼が損なわれ、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損されることになります。

こうした事情に鑑み、当社取締役会は、当社株式に対する大量買付行為が行われた際には、主として次の類型の買付行為を行う株主は、当社の企業価値・株主共同の利益の観点から、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと判断しました。具体的には、大量買付行為のうち、①当社の企業価値・株主共同の利益を明白に侵害するおそれのある買付、②強圧的二段階買付等、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付、③買付の条件等（対価の価額・種類、買付の時期、買付の方法の適法性、買付の実現可能性、買付後の経営方針又は事業計画、買付後における当社の顧客、取引先、従業員等に対する対応方針等を含みます。）が当社の企業価値に鑑み不十分又は不適当な買付を行う場合、当該買付行為を行う株主は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと判断しました。

(2) 当社基本方針の実現に資する取組みについて

当社グループは2021年度より中期経営計画「New Global Plan-1【NGP-1】」において３つの基本方針を定め、着実かつ確実な達成を目指してまいります。

中期経営計画における骨子は次のとおりであります。

NGP-1 ３つの基本方針

- 海外の成長促進
- 国内の利益改善
- サステナビリティの推進

以前は、海外の利益が安定しない中、日本が安定した利益を生み出すという構造が続いておりましたが、近年は海外拠点が売上高、営業利益ともに安定成長を続けており、グループ業績全体を支えております。

NGP-1期間においても、引き続き海外市場で成長を目指してまいります。

一方、国内は、大きな市場拡大が見込めない中、近年は利益面で苦戦が続いております。

海外が成長著しいとはいえ、国内の売上高は全体の４割以上を占めております。

NGP-1期間においては、安定した収益を生み出す基盤としての役割を担う地域となるべく利益回復を図ります。

サステナビリティは、これからの企業には必要不可欠の、全ての活動に係る重要な要素であると考えております。当社グループでは、サステナビリティを推進するための新たなプログラムを立ち上げ、実行してまいります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社の企業価値向上、株主共同の利益の確保に向けた取組みを進めるとともに、当社株式の大量取得行為が行われる場合には、買付者に対して必要かつ十分な情報の提供を求め、併せて当社取締役会の意見表明など適時適切な情報開示を行い、株主の皆様の検討時間の確保に努める等、金融商品取引法、会社法及びその他関連法令に基づき、適切な措置を講じてまいります。

(4) 上記各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、上記（2）及び（3）の取組みは、経営資源の有効活用及び持続的成長に向けた取組み、あるいは、株主の皆様に対する情報提供・検討時間確保に向けた取組みですので、当社基本方針に沿うものであり、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社経営陣の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

連結株主資本等変動計算書

（2022年４月１日から2023年３月31日まで）

（単位 百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	9,248	8,383	82,760	△1,244	99,147
当期変動額					
剰余金の配当			△1,374		△1,374
親会社株主に帰属する当期純利益			7,393		7,393
自己株式の取得				△533	△533
自己株式の処分		1		66	67
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	1	6,018	△466	5,553
当期末残高	9,248	8,384	88,778	△1,711	104,700

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	10,219	－	△285	△470	9,463	1,684	110,294
当期変動額							
剰余金の配当							△1,374
親会社株主に帰属する当期純利益							7,393
自己株式の取得							△533
自己株式の処分							67
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	152	1	5,991	△98	6,047	58	6,105
当期変動額合計	152	1	5,991	△98	6,047	58	11,658
当期末残高	10,372	1	5,705	△569	15,510	1,742	121,953

（注）金額の表示は百万円未満を切り捨てております。

連　結　注　記　表

（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等）

1.　連結の範囲に関する事項

（1）連結子会社の数　　21社

(連結子会社の名称)

株式会社高砂ケミカル、高砂スパイス株式会社、高栄産業株式会社、
高砂珈琲株式会社、高砂フードプロダクツ株式会社、株式会社高砂アロマス、
株式会社高砂インターナショナルコーポレーション、南海果工株式会社、
高砂香料西日本工場株式会社、
Takasago International Corporation (U.S.A.)、Takasago de Mexico S.A. de C.V.、
Takasago Fragrâncias E Aromas Ltda.、
Takasago Europe Perfumery Laboratory S.A.R.L.、Takasago Europe G.m.b.H.、
Takasago International Chemicals (Europe), S.A.、
Takasago International (Singapore) Pte. Ltd.、
Takasago International (India) Pvt. Ltd.、
PT.Takasago International Indonesia
上海高砂･鑑臣香料有限公司、上海高砂香料有限公司、高砂香料（広州）有限公司

（2）非連結子会社の数　　18社

（主要な非連結子会社の名称）

高和産業株式会社、有限会社高砂保険サービス、Takasago International（Philippines), Inc.
PT.Takasago Indonesia、Takasago International Corporation（Korea）

（連結の範囲から除いた理由）

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益　（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2.　持分法の適用に関する事項

（1）持分法適用の非連結子会社の数　　18社

（主要な会社名）

高和産業株式会社、有限会社高砂保険サービス、Takasago International（Philippines), Inc.
PT.Takasago Indonesia、Takasago International Corporation（Korea）

（2）持分法適用の関連会社の数　　1社

（会社名）

厦門華日食品有限公司

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、国内子会社９社の決算日は３月31日、在外子会社12社の決算日は12月31日であります。在外子会社の決算日と連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ 棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物　　８～50年

機械装置及び運搬具　　２～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

ただし、金額が僅少なものについては、一括費用処理しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

一部の国内連結子会社において、役員の退職慰労金の支出に備えるため、規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び国内連結子会社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年３月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年３月26日）を適用しております。財又はサービスの販売に係る収益は主に卸売又は製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。

取引価格の算定においては、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。これらの収益は顧客との契約において約束された対価から、販売手数料等の顧客に支払われる対価の一部について、取引価格から減額する方法で測定しております。

当該履行義務は、財又はサービスを引き渡す一時点において、顧客が当該財又はサービスに対する支配を獲得して充足されると判断し、引き渡し時点で収益を認識しております。なお、財又はサービスの国内の販売において、出荷時から当該財又はサービスの支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、重要性等に関する代替的な取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。

（会計上の見積りに関する注記）

1. 固定資産の減損

（1）当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	60,984百万円
無形固定資産	3,988百万円
減損損失	－ 百万円

（注）有形固定資産の金額は、賃貸等不動産の連結計算書類計上額878百万円を含めて記載しております。

（2）その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、主に香料事業に係る有形固定資産及び無形固定資産について、減損の兆候の有無及び兆候が存在する場合における減損損失の要否の判定を実施しております。また、一部の連結子会社の有形固定資産について減損テストを実施しております。減損損失の認識の要否の判定及び減損テストにおける回収可能価額の算定は、将来のキャッシュ・フロー、割引率等について一定の仮定を設定して見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

（1）当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	3,243百万円

（2）その他見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 棚卸資産の評価

（1）当連結会計年度の連結貸借対照表に計上されている棚卸資産のうち、当社に係るものは以下のとおりであります。

商品及び製品	16,948百万円
仕掛品	1百万円
原材料及び貯蔵品	7,566百万円

（2）その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、多品種かつ多量の商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品の棚卸資産を保有しております。当社グループの棚卸資産の連結貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しており、そのうち当社では、保有する長期滞留在庫のうち、営業循環過程から外れたと判断された棚卸資産の評価については、帳簿価額を処分見込価額まで切り下げております。当社は、長期滞留在庫に対して、過去の販売実績、払出実績、保有期間及び将来の状況を検討した上で、販売や払出が見込めないと判断した金額について簿価を切り下げて評価を行っております。当社が取り扱う棚卸資産の販売予定は市場の需要変化などの予測不能な要因によって変動する可能性があり、将来の予測は不確実性を伴います。将来の販売、払出の状況が見積りの前提と異なる結果となった場合、翌連結会計年度の連結計算書類における棚卸資産に重要な影響を及ぼす可能性があります。

（連結貸借対照表に関する注記）

1. 有形固定資産の減価償却累計額　119,843百万円
2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

（1）担保に供している資産

有形固定資産（建物・機械装置他）	5,289百万円

（2）担保に係る債務

短期借入金	1百万円

3. 有形固定資産の圧縮記帳額　4,444百万円
4. 保証債務

他の会社の金融機関等からの借入債務に対し、次のとおり債務保証を行っております。

Takasago Madagascar S.A.	728百万円
Societe Cananga S.A.R.L.	262百万円
Dan Kaffe (Malaysia) SDN. BHD.	61百万円
計	1,052百万円

5. 流動負債「その他」のうち、契約負債の残高

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（連結損益計算書に関する注記）

顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結注記表「（収益認識に関する注記）1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式　20,152,397株

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決　議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年6月24日 定時株主総会	普通株式	883百万円	45円	2022年3月31日	2022年6月27日
2022年11月10日 取締役会	普通株式	491百万円	25円	2022年9月30日	2022年12月6日

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2023年6月28日 定時株主総会	普通株式	875百万円	利益剰余金	45円	2023年3月31日	2023年6月29日

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入及び社債発行による方針であります。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するため実需に伴う取引に限定して実施することとし、売買益を目的とするような投機的な取引は一切行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の取引先債権管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を半期ごとに把握する体制としております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、時価は定期的に把握されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが１年以内の支払期日であります。

有利子負債のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払利息の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性評価の方法等については、以下のとおりであります。

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約、通貨スワップ及び通貨オプションについては振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

a. ヘッジ手段・・・為替予約
　　ヘッジ対象・・・外貨建金銭債権債務

b. ヘッジ手段・・・金利スワップ
　　ヘッジ対象・・・借入金

③ ヘッジ方針

ヘッジ取引に係る取引権限及び取引限度額を定めた社内ルールに従って、取引の実行・管理を行っております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ有効性評価は、原則として年２回、ヘッジ対象とヘッジ手段双方の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計額を基礎として行っております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段の資産・負債に関する重要な条件が同一である場合には、ヘッジ有効性評価を省略しております。

デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、当該価額の算定において変動要因が織り込まれているため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度（2023年３月31日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額3,742百万円）は、次表には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、支払手形及び買掛金、短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位 百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	19,654	19,654	－
資産計	19,654	19,654	－
(2) 長期借入金	22,419	22,748	328
負債計	22,419	22,748	328

（注）. 長期借入金の返済予定額

（単位 百万円）

区 分	１年内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
長期借入金	7,449	7,575	3,275	3,490	630	－

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融資産

(単位 百万円)

区 分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	19,654	−	−	19,654
資産計	19,654	−	−	19,654

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位 百万円)

区 分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	−	22,748	−	22,748
負債計	−	22,748	−	22,748

(3) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、将来の予定返済額及び予定利払額について当社の信用リスクを勘案し、リスクフリーレートである国債の利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（賃貸等不動産に関する注記）

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用の土地及び建物（オフィスビル）を有しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸収益は1,428百万円、賃貸費用は227百万円（賃貸収益、賃貸費用の主要なものは売上高、売上原価に、それ以外は営業外収益等に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

（単位 百万円）

連結貸借対照表計上額			期末時価
期首残高	期中増減額	期末残高	
891	△13	878	27,695

（注）1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 期中増減額のうち、主な減少額は減価償却費であります。
3. 期末の時価は、主要な物件については不動産鑑定評価書に基づく金額であります。それ以外については、一定の評価額又は市場価格を反映していると考えられる指標に基づく価額であります。

（１株当たり情報に関する注記）

1. １株当たり純資産額　6,178円67銭
2. １株当たり当期純利益　376円59銭

（収益認識に関する注記）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位 百万円）

	日本	米州	欧州	アジア	計	調整額	連結損益計算書計上額
売上高							
香料事業 (注) 1	70,088	46,929	31,904	36,444	185,365	－	185,365
顧客との契約から生じる収益	70,088	46,929	31,904	36,444	185,365	－	185,365
その他の収益 (注) 2	1,426	－	－	－	1,426	－	1,426
外部顧客への売上高	71,514	46,929	31,904	36,444	186,792	－	186,792
セグメント間の内部売上高又は振替高	14,364	468	3,242	292	18,368	△18,368	－
計	85,879	47,398	35,146	36,737	205,160	△18,368	186,792

（注） 1．香料事業はフレーバー、フレグランス、アロマイングリディエンツ、ファインケミカルの製造・販売を主な事業内容としており、当該事業の売上高は主に一時点で顧客に移転される財から生じる収益で構成されております。
2．その他の収益は、その他不動産事業に係る賃貸収入等で構成されております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等）4. 会計方針に関する事項（5）重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

（1）契約負債の残高等

顧客との契約から生じた契約負債の残高及び当連結会計年度に認識した収益のうち期首時点の契約負債に含まれていた額は、重要性が乏しいため記載を省略しております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末時点で未充足の履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりであります。

なお、実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が１年以内の契約の一部である残存履行義務に関する情報は記載しておりません。

（単位 百万円）

	当連結会計年度 (2023年３月31日)
１年以内	3,648
１年超	6,906
合計	10,555

株主資本等変動計算書

（2022年４月１日から2023年３月31日まで）

（単位 百万円）

	株主資本												
	資本金	資本剰余金			利益剰余金							自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金					利益剰余金合計		
						固定資産圧縮積立金	配当準備金	研究開発積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	9,248	8,355	25	8,381	1,905	513	470	320	1,714	39,072	43,995	△1,288	60,337
当期変動額													
固定資産圧縮積立金の取崩						△9				9	－		－
剰余金の配当										△1,374	△1,374		△1,374
当期純利益										5,068	5,068		5,068
自己株式の取得												△533	△533
自己株式の処分			1	1								66	67
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）													
当期変動額合計	－	－	1	1	－	△9	－	－	－	3,702	3,693	△466	3,228
当期末残高	9,248	8,355	27	8,383	1,905	503	470	320	1,714	42,775	47,689	△1,755	63,565

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	10,117	－	10,117	70,454
当期変動額				
固定資産圧縮積立金の取崩				－
剰余金の配当				△1,374
当期純利益				5,068
自己株式の取得				△533
自己株式の処分				67
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	199	1	201	201
当期変動額合計	199	1	201	3,429
当期末残高	10,317	1	10,318	73,884

（注）金額の表示は百万円未満を切り捨てております。

個 別 注 記 表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法は、子会社株式及び関連会社株式は移動平均法による原価法、その他有価証券で市場価格のない株式等以外のものは時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっており、市場価格のない株式等は移動平均法による原価法によっております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法は、先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

3. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法は、定額法を採用しております。
   なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
   建物　　8～50年
   機械及び装置　5～8年

4. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法は、定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。ただし、金額が僅少なものについては、一括費用処理しております。

5. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

6.（1）貸倒引当金は、売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
   （2）賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
   （3）役員賞与引当金は、役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。
   （4）退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
   ① 退職給付見込額の期間帰属方法
   退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(5) 債務保証損失引当金は、関係会社への債務保証に係る損失に備えるため、被保証会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

7. 収益及び費用の計上基準は、当社は「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年３月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年３月26日）を適用しております。財又はサービスの販売に係る収益は主に卸売又は製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。
取引価格の算定においては、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。これらの収益は顧客との契約において約束された対価から、販売手数料等の顧客に支払われる対価の一部について、取引価格から減額する方法で測定しております。
当該履行義務は、財又はサービスを引き渡す一時点において、顧客が当該財又はサービスに対する支配を獲得して充足されると判断し、引き渡し時点で収益を認識しております。なお、財又はサービスの国内の販売において、出荷時から当該財又はサービスの支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、重要性等に関する代替的な取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。

（会計上の見積りに関する注記）

1. 固定資産の減損

（1）当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	23,854百万円
無形固定資産	2,029百万円
減損損失	－百万円

（注）有形固定資産の金額は、賃貸等不動産の計算書類計上額808百万円を含めて記載しております。

（2）その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社は、有形固定資産及び無形固定資産について、香料事業とその他の事業の資産とにグルーピングし、減損の兆候の有無及び兆候が存在する場合における減損損失の認識の要否の判定を実施しております。減損損失の認識の要否の判定における割引前将来キャッシュ・フローの算定は、一定の仮定を設定して見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌事業年度の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 棚卸資産の評価

（1）当事業年度の計算書類に計上した金額

商品及び製品	16,948百万円
仕掛品	1百万円
原材料及び貯蔵品	7,566百万円

（2）その他見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表「会計上の見積りに関する注記」をご参照ください。

（貸借対照表に関する注記）

1. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	7,427百万円
短期金銭債務	6,816百万円
長期金銭債務	0百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額　62,693百万円
3. 有形固定資産の圧縮記帳額　3,907百万円
4. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

有形固定資産（建物・機械装置他）	5,289百万円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	1百万円

5. 保証債務

他の会社の金融機関等からの借入債務に対し、次のとおり債務保証を行っております。

Takasago International Corporation (U.S.A.)	2,810百万円
Takasago Europe Perfumery Laboratory S.A.R.L.	2,404百万円
Takasago Europe G.m.b.H.	1,943百万円
上海高砂・鑑臣香料有限公司	971百万円
株式会社高砂インターナショナルコーポレーション	800百万円
Takasago Madagascar S.A.	728百万円
Societe Cananga S.A.R.L.	262百万円
南海果工株式会社	205百万円
その他	346百万円
計	10,471百万円

（損益計算書に関する注記）

1. 関係会社との取引高

売上高	15,268百万円
仕入高	15,134百万円
その他の営業取引高	3,441百万円
営業取引以外の取引高	2,467百万円

2. 売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額　69,839百万円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

当事業年度末における自己株式の数　普通株式　696,583株

（税効果会計に関する注記）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産：退職給付引当金、賞与引当金

繰延税金負債：その他有価証券評価差額金、固定資産圧縮積立金

（関連当事者との取引に関する注記）

種類	会社等の名称	資本金又は出資金	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子会社	Takasago International Corporation (U.S.A.)	USD 千 145,800	100.0%	当社製品の販売他 役員の兼任	製品の販売他（注３）	8,374	売　掛　金	3,004
					資金の貸付（純額）（注１）	1,923	関係会社短期貸付金	3,758
					債務保証（注２）	2,810	—	—
子会社	Takasago International Chemicals (Europe), S.A.	EUR 千 7,748	100.0%	当社製品の販売他 役員の兼任	資金の貸付（純額）（注１）	318	関係会社長期貸付金	3,380
子会社	Takasago International (Singapore) Pte. Ltd.	SGD 千 14,000	100.0%	当社製品の販売他 役員の兼任	資金の借入（純額）（注１）	△144	短期借入金	2,670
					利息の支払（注１）	91	—	—
子会社	Takasago Europe Perfumery Laboratory S.A.R.L	EUR 千 22,098	100.0%	当社製品の販売他 役員の兼任	債務保証（注２）	2,404	—	—
子会社	Takasago Europe G.m.b.H.	EUR 千 37,146	100.0%	当社製品の販売他 役員の兼任	債務保証（注２）	1,943	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針
（注１）市場金利を勘案し、利率を決定しております。
（注２）子会社の財政状態等を勘案し、保証料を決定しております。
（注３）一般的な市場価格を勘案し、取引価格を決定しております。

（１株当たり情報に関する注記）

1.　１株当たり純資産額　3,797円54銭
2.　１株当たり当期純利益　258円16銭

（収益認識に関する注記）

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等）4. 会計方針に関する事項（5）重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。